

税金

市・都民税

▶課税課市民税係

市・都民税は、納税義務者の前年中の所得をもとに、その所得のあった翌年に課税されます。

1 市・都民税を納める方(納税義務者)

- (1) 毎年1月1日現在、市内に住所のある方で前年(1月～12月)所得のあった方(所得割額と均等割額)
- (2) 毎年1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方で、市内に住所がない方(均等割額)

○均等割額：所得金額にかかわらず定額で課税されます。

○所得割額：前年の所得金額に応じて課税されます。

課税されない(非課税)方

ア 所得割と均等割とも非課税の方

- a 生活保護法による生活扶助を受けている方
- b 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前の合計所得金額が135万円以下の方

イ 均等割非課税の方

前年中の合計所得金額が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+31万円以下の方
なお、単身者の場合は45万円以下の方

ウ 所得割非課税の方

前年中の総所得金額等が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+42万円以下の方
なお、単身者の場合は45万円以下の方

2 市・都民税の計算方法

前年の収入金額－(公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費)＝**総所得金額**

総所得金額－(雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除・基礎控除)

＝**課税標準額**

課税標準額×税率＝**算出所得割額**

算出所得割額－(当控除－住宅借入金等特別税額控除－寄附金税額控除－外国税額控除)＝**所得割額**

所得割額+均等割額＝**年税額**

3 税率(額)

(1) 均等割

市民税：3,000円(年税)

都民税：1,000円(年税)

(2) 所得割

市民税 課税標準率 一律 6%

都民税 課税標準率 一律 4%

4 市・都民税の申告

1月1日現在、市内に住んでいる方は原則として前年中の所得金額などの状況を申告書に記入し、提出しなければなりません。また、平成29年度より、マイナンバーの記入が必要となりました。

(1) 申告の必要がない方

- ①所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ②前年中の所得が1箇所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合
- ③1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下(65歳未満の方は105万円以下)の年金所得のみの方
※ただし、公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(扶養、寡婦など)を追加される方、記載内容の修正をされる方は、申告の必要があります。
- ④市内の方に扶養されている方※
(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をす
る必要があります。)

(2) 申告の必要がある方

- ①上記「申告の必要がない方」にあてはまらない方
- ②給与所得のある方で、勤務先が福生市へ給与支払報告書を提出していない場合
※ただし、前年中に2箇所以上から給与を受けている方は、確定申告を要する場合があります。
- ③非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用〔失業〕保険)のみの方で、市内の方に扶養されていない方
- ④収入がなかった方で扶養されていない方(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をしていない方)、市外の方に扶養されている方

(3) 申告の際に添付または提示いただくもの

- ①昨年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書・その他帳簿類など)
- ②控除に必要な生命保険・地震保険・国民年金の証明書、医療費控除の明細書等
- ③障害者控除を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳等
- ④配偶者特別控除及び特定親族特別控除を受ける方は、配偶者及び特定親族の所得を証明するもの
- ⑤マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類として、通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるものに限る。)のうちいずれか一つと、身元確認書類として、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか一つ

※「扶養されている方」とは、税法上扶養されている方に限ります。

5 市・都民税の納め方

申告(給与支払報告書等の提出も含む。)に基づいて、市・都民税の所得割額及び均等割額が課税されます。納める方法は特別徴収と普通徴収があります。

(1) 給与特別徴収の方

給与所得のある方の市・都民税は、給与支払者が毎月(6月から翌年5月までの計12回(※))給与から定められた税額を差し引き、これを翌月の10日までに納めていただきます。

(2) 年金特別徴収の方

65歳以上の公的年金等受給者で、前年中の年金所得に係わる市・都民税の納税義務のある方は、4月、6月、8月、10月、12月、2月に年金から定められた税額を差し引き、納めていただきます。

(3) 普通徴収の方

事業所得等のある方の市・都民税は、市から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めていただきます。

6 森林環境税

森林環境税(国税)は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために国税として創設され、令和6年度から個人住民税の均等割と併せて年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなりました。

法人市民税

▶課税課市民税係

市内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、「法人税割額」と「均等割額」からなっています。

1 納税義務者

- (1) 市内に事務所または事業所を有する法人(均等割額と法人税割額)
- (2) 市内に寮、宿泊所、クラブ等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの(均等割額)

2 法人の設立等の届出

- (1) 設立、設置などの場合
定款、規約の写し及び登記簿謄本等の書類を添付して法人設立・設置届出書により届出をしてください。
- (2) 納税地の異動、商号・代表者などの変更、解散などの場合、登記簿謄本等の書類を添付して、異動届出書により届出をしてください。

3 納める額

- (1) 法人税割額
課税標準となる法人税額×税率

■法人税割額の税率

資本金の額または出資金の額	税率
1億円を超える法人または法人税額が年1,000万円以上の法人	8.4% (12.1%)
1億円以下の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人または法人でない社団、財団で代表者等管理人の定めのあるもので法人税額が年1,000万円未満の法人	6.0% (9.7%)

※()の税率は、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率

(2) 均等割額

均等割額は、法人の所得の有無にかかわらず、市内に事務所等または寮等を有する法人に納税の義務があります。

■均等割額の税額

資本金等の金額※	従業員数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え、50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え、10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え、1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度は資本金の額及び資本準備金の額の合算額とのいずれか多い金額

4 申告と納付の方法

法人市民税は、事業年度終了後2か月以内に申告して納めます。

【事業年度を1年としている法人の申告納付】

中間申告納付(事業年度開始の6か月を経過した日から2か月以内)と確定申告納付(事業年度終了後2か月以内)が必要です。ただし、法人税の中間申告を要しない法人及び寮等のみを有する法人は、中間申告納付をする必要はありません。

※税制改正などにより税率・税額等が変更になることがあります。

固定資産税

▶課税課資産税係

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。税額は価格（評価額）をもとに算定された課税標準額に税率を乗じて算出した額です。

- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者の方は自己所有の土地、家屋と他の土地、家屋の価格を比較するために、4月1日から最初の納期限まで縦覧ができます。
 - ・固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者の方は自己所有の土地、家屋の課税内容を確認するために、4月1日から最初の納期限まで閲覧ができます。
- ※縦覧、閲覧ともに、本人確認等ができるものをご持参ください。

都市計画税

▶課税課資産税係

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行うための目的税として毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に固定資産税と一緒に課税されます。税額は価格（評価額）をもとに算定された課税標準額に税率を乗じて算出した額です。

軽自動車税

▶課税課市民税係

毎年4月1日現在、軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む）を所有している方に課税されます。登録、廃車、譲渡、住所変更などの手続きは、それぞれ所管の窓口で行ってください。

- ①原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
福生市役所（課税課市民税係）
- ②三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所
TEL 050-3816-3103
- ③軽二輪（125cc超250cc以下）・小型二輪（250cc超）
東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所
TEL 050-5540-2034

市たばこ税

▶課税課市民税係

市内で販売されているたばこ代金には、市の財源となる税が含まれていて、貴重な財源として市政に生かされます。

“たばこは市内で買いましょう”

市税等の納付は

▶収納課収納係

市税等の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。

■取扱金融機関

市役所内指定金融機関派出所（市役所内）、きらぼし銀行、埼玉りそな銀行（口座振替のみ）、東和銀行、東日本銀行（口座振替のみ）、みずほ銀行、三井住友銀行（口座振替のみ）三菱UFJ銀行（口座振替のみ）、りそな銀行（口座振替のみ）、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る。）

■コンビニエンスストア

納付できる市税等	市都民税・森林環境税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
取扱店舗	次のコンビニエンスストアであれば、全国のどの店舗でも納付できます。 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、M/MK（マルチ・メディア・キオスク）設置店
次の場合は納付できません	①納付書にバーコードが印字されていない場合 ②破損・汚損などにより納付書のバーコードが読み取れない場合 ③納付書に記録された取扱期限を過ぎた場合 ④1枚の納付書の納付額が30万円を超える場合 ⑤金額を訂正した納付書を使用する場合

■市税等の納付は口座振替で

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに金融機関等の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。（市都民税・森林環境税（特別徴収）及び法人市民税は取扱いできません。）

申込方法	次の2つの方法があります。 ①口座振替依頼書（はがき型）に記入、押印し、ポストに投函する（申込内容や口座登録印の間違いがないようご注意ください。）。 ②取扱金融機関の本店、支店等または、ゆうちょ銀行・各郵便局・市役所窓口で申し込む。 なお、手続きには納税通知書、預・貯金通帳、登録印が必要です。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

口座振替依頼書（A4判）は、市内の金融機関に備えつけてあります。市外の取扱金融機関をご希望の方には書類を郵送しますのでご連絡ください。

■口座振替登録までの期間

申込みから登録までの期間は、1か月半程度かかります。

■その他の納付方法（キャッシュレス決済等）

金融機関、コンビニエンスストア、口座振替による納付のほか、次の方法でも納付いただけます。

①モバイルレジによる納付

モバイルレジサービスでは、スマートフォンアプリを使用して、モバイルバンキング及びクレジットカードでの納付ができます。
クレジットカードでの納付時にかかる手数料は、自己負担になります。

②スマートフォン決済アプリによる納付

対応するスマートフォン決済アプリを使用して、納付をすることができます。

利用できる市税等	市都民税・森林環境税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
①に対応するクレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、AmericanExpressの各国際ブランドが付帯しているクレジットカード ※納付額のほかに、別途手数料の自己負担がかかります。
②に対応するスマートフォン決済等アプリ	PayPay、d払い、J-Coin Pay、au Pay、楽天銀行アプリ
次の場合は納付できません	①納付書にバーコードが印字されていない場合 ②破損・汚損などにより納付書のバーコードが読み取れない場合 ③納付書に記録された取扱期限を過ぎた場合 ④1枚の納付書の納付額が30万円を超える場合 ⑤金額を訂正した納付書を使用する場合

③地方税共通納税システムによる納付

地方税共通納税システムは、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に向くことなく、パソコンからインターネットを通じて簡単にを行うことのできる全国共通の仕組みです。

④地方税統一QRコード（eL-QR）による納付

納付書に地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている場合は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関やスマートフォンから地方税お支払サイトを通じて、キャッシュレス決済等で納付することができます。

納付方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ（市税の納付は）

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1001832.html>

■納期限後の納付は

- ①納期限を過ぎてても、お手持ちの納付書で納税できます。（ただし、コンビニエンスストアやキャッシュレス決済では、納付できない場合があります。）
- ②納期限内の納税が確認できない場合、督促状が発送されます。この督促状でも納付できます。
- ③納期限を過ぎると延滞金が課されます。税額に対して納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%[その納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%]の割合で計算した額の延滞金を徴収します。ただし、この延滞金は、当分の間、地方税法の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

市税の減免対象者と手続き

- ▶課税課市民税係…市・都民税、軽自動車税
- ▶課税課資産税係…固定資産税・都市計画税

市・都民税 固定資産税 都市計画税	生活のための公私の扶助を受ける方、災害などにより大きな損害を受けた方等
軽自動車税	身体障害者等の方及び身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、身体障害者の方または生計を一にする方、及び身体障害者等の方（身体障害者等の方のみで構成される世帯に限る。）を常時介護する方が運転する軽自動車等（障害の等級によっては該当しない場合もあります。）。

国税や都税に関するご相談は

■連絡先等

国税	青梅税務署 TEL 0428-22-3185 〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4
都税	八王子都税事務所 TEL 042-644-1111 〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2 東京都八王子合同庁舎内 青梅都税支所 TEL 0428-22-1152 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎内

■ホームページ

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

東京都主税局ホームページ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>